第36回

読谷村農業委員会会議録

第36回　読谷村農業委員会総会　議事録

開催年月日	令和８年８月24日（月）
開催時刻	14時00分　開会 15時00分　閉会
開催場所	読谷村役場　３階大会議室
農業委員の出欠状況	出席者９名　　欠席者１名

議席番号	氏名	摘要	議席番号	氏名	摘要
１番	幸喜　敦子	出	６番	棚原　靖	出
２番	知花　竜	欠	７番	與久田　一徳	出
３番	伊波　正景	出	８番	山内　一真	出
４番	比嘉　健二	出	９番	真栄田　武	出
５番	儀間　景子	出	10番	比嘉　幸男	出

農地利用最適化推進委員の出欠状況		出席者８名　　欠席者０名	
氏名	摘要	氏名	摘要
津波　宏	出	新垣　勝二	出
仲村渠　英正	出	比嘉　豊彦	出
知花　徳栄	出	池原　昌邦	出
比嘉　光雄	出	屋宜　清	出

事務局職員	局長　波平　伸吾　　係長　寺西　正吾

議事日程

日程１　会長諸般の報告
日程２　会議録署名委員の指名について
日程３　会期の決定について
日程４　報告第８号　農地転用許可指令の接受について
日程５　議案第32号　農地法第３条の規定による許可申請について
日程６　議案第33号　農地法第５条の規定による許可申請について
日程７　議案第34号　農地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について

議長　これより第36回読谷村農業委員会総会を始めます。
　―　日程１　会長諸般の報告　―
　―　日程２　会議録署名委員の指名　―
　―　日程３　会期の決定について　―

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、会期は本日１日限りと決定しました。
　次に、日程４の報告第８号　農地転用許可指令の接受について、事務局のほうから報告をお願いします。

事務局　２ページ目、お願いします。
　報告第８号　農地転用許可指令の接受について。

議長　ありがとうございました。報告ですので特に質疑がなければ進行してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

議長　それでは次に、日程５の議案第32号　農地法第３条の規定による許可申請について議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局　３ページ目をお願いします。
　議案第32号　農地法第３条の規定による許可申請について。

議長　ありがとうございました。それではこれより農地法第３条の規定による許可申請についての審議に入ります。受付番号１番について、現地を確認した事務局のほうから説明をお願いします。

事務局　航空写真１ページをお願いします。申請人は、申請地で令和５年８月25日付農地法第３条の許可に基づく使用貸借権を設定して、野菜類を現在栽培しております。今回新たに所有権を取得して、引き続き耕作するものであり、許可基準適合表もクリアしておりますので問題ないと思います。以上です。

議長　事務局からの説明は許可基準適合表もクリアし、何ら問題はないということで許可相当の御意見であります。ほかに委員からの御質疑がありましたらお願いしたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしの声ですので質疑を終結して採決を行います。

受付番号１番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号１番は許可相当で決定いたしました。

次に受付番号２番について、現地を確認した委員の御意見からお願いいたします。

比嘉光雄推進委員　比嘉光雄でございます。航空写真２ページをお開きください。申請人は申請地において令和２年７月21日付、農地法第３条許可に基づく賃借権を設定し、バナナを栽培している。今回新たに所有権を取得し、引き続き耕作するものであり許可基準適合表もクリアし何ら問題はないかと思います。許可相当でよろしくお願いいたします。

議長　現地を確認した比嘉光雄委員のほうからは許可相当の御意見でございます。ほかの委員からの御質疑がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長　質疑がないようですので、質疑を終結して採決を行います。

受付番号２番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号２番は許可相当で決定しました。

次に、日程６の議案第33号　農地法第５条の規定による許可申請について議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局　14ページ目をお願いします。
議案第33号　農地法第５条の規定による許可申請について。

議長　ありがとうございました。それでは農地法第５条の規定による許可申請についての審議に入ります。まず受付番号１番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。

新垣推進委員　申請地は用途地域内の農地であり、一般住宅を計画していることから許可基準適合表もクリアしておりますので許可相当でお願いします。

議長　現地を確認した新垣委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかに委員からの御質疑がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長　進行の声ですので、質疑を終結して採決を行います。
受付番号１番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号１番は許可相当で進達することに決定しました。
次に受付番号２番について、現地を確認した委員の御意見からお願いいたします。新垣委員どうぞ。

新垣推進委員　申請地は用途地内の農地であり、駐車場を計画していることから許可基準適合表もクリアしておりますので、許可相当でお願いします。

議長　現地を確認した新垣委員のほうからは、許可基準適合表もクリア

し問題ないということで、許可相当の御意見であります。ほかに御質疑がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長　進行の声ですので、質疑を終結して採決を行います。
受付番号２番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号２番は許可相当で進達することに決定しました。
次に受付番号３番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。新垣委員。

新垣推進委員　高志保の真の地原ですが、申請地は用途地域内の農地であり、建売住宅を計画していることから許可基準適合表がクリアしておりませんので、不許可相当でお願いします。

議長　現地を確認した新垣委員のほうからは、まだ許可基準適合表がクリアされていないということで不許可相当の御意見であります。ほかに御質疑がありましたらお願いいたします。

（「進行」の声あり）

議長　異議なしの声ですので採決を行います。
受付番号３番は不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号３番は不許可相当で進達することに決定しました。
次に受付番号４番について、現地を確認した委員の御意見からお

願いします。

新垣推進委員　申請地内は用途地内の農地であり、一般住宅を計画していることから許可基準適合表もクリアしておりますので、許可相当でお願いします。

議長　現地を確認した委員の御意見は許可相当の御意見であります。ほかに御質疑がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長　異議なし進行ですので採決を行います。
受付番号４番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号４番は許可相当で進達することに決定しました。
次に受付番号５番から８番は関連しておりますので、一括して審議を行います。まずは現地を確認した委員の御意見からお願いします。

新垣推進委員　受付番号５番から８番です。高志保砂糖屋敷原です。申請地は用途地域内の農地であり高志保1270番１、1270番３、1270番４、1270番５を一体利用して共同住宅を計画していることから、許可基準適合表をクリアすれば問題ないのですが、クリアしていませんので不許可でお願いします。

議長　現地を確認した新垣委員のほうからは、不許可相当の御意見であります。ほかに御質疑がありましたらお願いします。

議長　ほかに御質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

議長　ないようですので質疑を終結して採決を行います。
受付番号５番から８番は不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号５番から８番は不許可相当で進達することに決定しました。
次に受付番号９番について、現地を確認した委員の御意見からお願いいたします。

比嘉豊彦推進委員　航空写真の６ページの上のほうになります、申請地は用途地域内の農地であり共同住宅を計画していることから、許可基準適合表もクリアしているので許可相当でお願いします。

議長　現地を確認した比嘉豊彦委員のほうからは許可相当の御意見であります。ほかに御質疑がありましたら、どうぞ。

（「進行」の声あり）

議長　進行します。質疑を終結して採決を行います。
受付番号９番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号９番は許可相当で進達することに決定しました。
次に受付番号10番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。

比嘉豊彦推進委員　写真はページの下のほうをお願いします。これは10番・11番は。同じ土地ですか。

事務局	そうですね。10番と11番は同じです。
比嘉豊彦推進委員	じゃあ一括で行きます。座喜味敬之原1727番が３筆上がっていますが、申請地は用途地域内の農地であり、一般住宅を計画しているのですが許可基準適合表がまだクリアされていないので不許可でお願いします。
議長	現地を確認した比嘉豊彦委員のほうからは不許可相当の御意見であります。ほかに御質疑がありましたらお願いします。
委員（６）	これは赤で１枠にされているけど、この中に３筆あるということなの。
事務局	そうです、この中で３筆に分かれます。
委員（６）	この地図では分かれていないけど。
事務局	まだ分筆していなくて。
委員（６）	もともとは１つだったわけ？
事務局	そうです、内平米の申請になっているのですが、ちょっと見えにくいのですが、手前のほうにこの申請、受付番号10番の一般住宅です。その奥に２筆に分けて、今度は申請、受付番号11番の賃貸住宅を２棟。その奥に受付番号12番の賃貸住宅を１棟。だから４棟建つというイメージです。
委員（６）	分かりました。
議長	ほかに質疑はないですか。 （「進行」の声あり）
議長	なければ進行します。これより採決を行います。 受付番号10番と11番は不許可相当で進達することに御異議ござい

ませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号10番と11番は不許可相当で進達することに決定しました。
次に受付番号12番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。

議長　12番も不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号12番も不許可相当で進達することに決定しました。
それでは、次に議案第34号　農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局　17ページ目をお願いします。
議案第34号　農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について。

議長　本議案は農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項に基づき農業委員会の意見が求められております。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手にてお願いしたいと思います。

委員（９番）　受付番号21番と22番は仮契約なのですが、これは農振法からの契約なのか。それとも中間からの契約なのか。

事務局　中間管理機構の再契約です。

委員（９番）　となると10年ではないの？

事務局　そうですね、出し手と受け手の双方で意向の確認が取れていれば10年未満でもいいということで、今回は出し手の方から５年という希望がありまして、受け手の方にもその旨をお伺いしたところ、５年でいいということでしたので、５年で設定しております。

委員（９番）　５年後にまた貸したければ、また同じことをする。

事務局　はい、そうですね。

委員（９番）　了解しました。

議長　ほかに御質疑はございませんか。

（「進行」の声あり）

議長　なければ進行したいと思います。質疑を終結してこれより採決を行います。

議案第34号　農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定については原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、議案第34号は原案のとおり決定しました。

これをもちまして、日程１から日程７まで全ての審議が終了しました。

議決事項における議事整理については、会長に一任することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、議決事項における議事整理については会長に一任されました。

委員皆さんの御協力の下、第36回読谷村農業委員会総会が無事終了しましたので、御礼を申し上げます。